

令和6年6月市議会定例会議

# 建設水道常任委員会資料

- 議案第 81号 福島市個人番号カードの利用に関する条例制定の件 . . . . . P. 2
- 議案第 83号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 . . . . . P. 3~4
- 議案第 76号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第1号）中、都市政策部所管分 . . . . . P. 5

# 議案第81号 福島市個人番号カードの利用に関する条例制定の件

議案書  
P.20、21

## 1 制定の趣旨

シルバーパスポート事業の対象公共交通機関にタクシーを加えるにあたり、マイナンバーカードを活用するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、条例を制定するもの。

## 2 条例の内容

### (1) 利用事務（第2条）

タクシー利用にマイナンバーカードを活用するには、法に基づき条例が必要です。  
そのため、高齢者の公共交通利用助成に関する事務を、マイナンバーカードを利用する事務として定めます。

### (2) 利用手続（第3条）

- ①マイナンバーカードを利用してサービスを利用される方は、利用申請を行います。
- ②マイナンバーカードにサービスの提供に必要な情報を記録します。



### ※マイナンバーカードの活用内容

マイナンバーカード ICチップ内の空き領域のカードアプリケーション搭載システムを活用し、デジタルのタクシー利用券などの必要な情報を書き込むもの。

(総務省自治行政局資料より抜粋)

## 3 条例の施行日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

# 議案第83号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議案書  
P. 26~30

## 1 改正の趣旨・背景

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)」を改称、改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」として、令和5年5月26日に施行された。令和5年度に県と共同で規制区域指定の調査を行った結果、規制区域が旧法に基づく4地区約12km<sup>2</sup>から、市内全域約768km<sup>2</sup>に拡大することとなり、5月16日よりパブリックコメントを実施している。

令和6年9月1日に盛土規制法に基づく規制を開始することに伴い、法改正による審査項目の追加など1件あたりの業務量の増加を鑑み、審査手数料等の見直しを行うものである。

なお、規制開始にあたり、前記の1件あたりの業務量のほか、規制区域及び対象範囲の拡大による申請件数の増や指導パトロールなど、許可事務に対する業務量の増加も見込まれる。

## 2 改正の内容

①従来と比較し、審査事項の増、定期報告及び中間検査への対応等の業務増により1件あたりの事務処理時間が増加することに伴う、許可申請手数料の見直し

- 国が示した平均処理時間数及び算定方法による額に見直し(造成面積に応じ、500m<sup>2</sup>未満から10万m<sup>2</sup>超まで11に区分し規定)  
※改正前の手数料と比較し、各区分において2~6割の増

(例)切土又は盛土の面積500m<sup>2</sup>以内の許可申請手数料  
(改正前)12,000円 ⇒ (改正後)16,000円(約3割増)

②建築確認等における敷地造成に対する盛土規制法の適合証明(省令第88条証明)手数料の新規規定

- 1件につき470円  
(同様の証明である都市計画法施行規則第60条(第1項)の証明手数料に準拠)

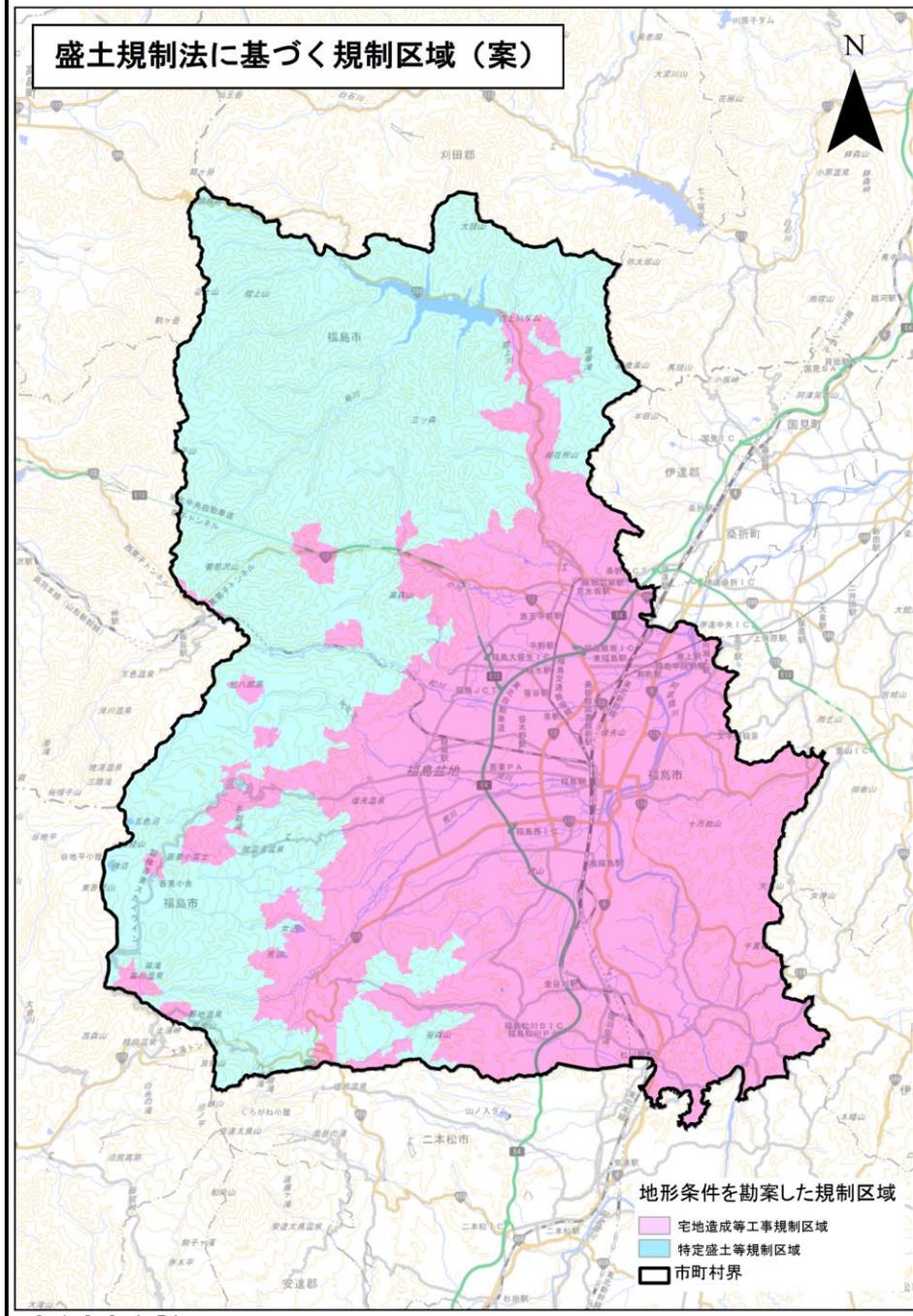
## 3 条例の施行日

令和6年9月1日(盛土規制法による規制開始日(規制区域指定の日))

## 4 条例制定後のスケジュール

令和6年7月~ 規制区域告示及び許可基準等確定の作業  
8月~ 規制区域及び許可基準等の周知期間  
9月1日 規制開始(区域指定告示)、改正手数料条例施行

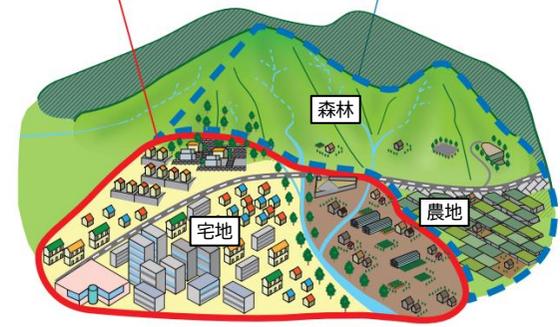
盛土規制法に基づく規制区域（案）



規制区域のイメージ

**宅地造成等工事規制区域**  
市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

**特定盛土等規制区域**  
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定



規制区域内では

○一定規模を超える盛土等を行う場合、許可等の手続きが必要。  
法面の保護、排水施設の設置など技術的(安全)基準等への適合が許可の条件。

◎許可が必要となる盛土等の規模 **赤文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

※⑤及び⑦については、盛土等の高さが50cmを超える部分の面積を対象とする予定です。

○過去に行われた盛土等も含め、土地所有者等が常に安全な状態に維持することが必要。

議案第76号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第1号）中、都市政策部所管分  
 （市営住宅）ストック総合改善事業

議案書 P.7  
 予算説明書 P.10

1. 事業目的

令和6年度の社会資本整備総合交付金（防災・安全）分について、国土交通省より当初予算計上額を上回る内示があったことから、計画を前倒して市営住宅の施設改修（外壁改修）を進めるもの。

（箇所図、現況写真）

2. 事業内容

- ①施工箇所：曲松団地1～3号棟（御山字山田地内）
- ②施工内容：外壁のクラック補修及び塗装
- ③補正額：120,000千円



曲松団地の概要	
建設年度	昭和62・63年（築36・37年経過）
棟数	3棟
戸数	56戸

3. 事業費内訳（令和6年度予算）

◆ストック総合改善事業費

（単位：千円）

現計				実施				補正			
事業費	財源内訳			事業費	財源内訳			事業費	財源内訳		
	国	起債	一般財源		国	起債	一般財源		国	起債	一般財源
208,800	93,960	114,700	140	328,800	150,477	178,100	223	120,000	56,517	63,400	83